風水害等災害対策計画新旧対照表 (案)

頁	現行(令和5年3月修正)		修正(令和6年 月修正)	修正理由
	第1編総則	第1編	総則	
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節	処理すべき事務又は業務の大綱	
6	1 町	1 町		表記の整理
	表中	表中		(町内に対
	機関名:町	機関名	: 町	象河川がな
	内 容: (16) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河	内 容	: <u>(削除)</u>	いため)
	川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。			
8	3 指定地方行政機関	3 指7	定地方行政機関	表記の整理
	表中	表中		(財務省防
	機関名:東海財務局		: 東海財務局	災業務計画
	内 容:(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平			
	かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るうえからで		かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速や	
	きるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようにす		かに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。	
	る。			
1.0		_ 46_		I and the same
13	5 指定公共機関		它公共機関	表記の整理
	表中	表中	(東山区)	(町内に中
	機関名:中日本高速道路株式会社		: <u>(削除)</u> - (水瓜)	日本高速道路株式会社
	内 容: <u>高速自動車国道、伊勢湾岸自動車道(一般有料道路区間)の改築、</u> 維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	四 谷	: <u>(削除)</u>	管理道路が
	推行、修繕又はての官座を11分とともに火音復旧を11分。			官垤追岭か ないため)
	表中	表中		表記の整理
	機関名:東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社		: (削除)	(町内に鉄
	内容:(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その		· <u>(日)(()</u> : (削除)	道路線等が
	他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。	1.1 20.	. (111)31/	ないため)
	(2) 災害により路線が不通となった場合は、列車の運転休止、又			34 72 7
	は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。			
	(3) 死傷者の救護及び処置を行う。			
	(4) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の			
	検査、乗務員の手配等を円滑に行う。			
	- Herbrid Land Warr			
16	6 指定地方公共機関		尼地方公共機関	表記の整理
	表中	表中	(東山区)	(町内に都
	機関名:各ガス事業会社	機関名	: <u>(削除)</u>	市ガス事業

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)		
	内 容: <u>(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。</u>	内容: (削除)	者がないた	
	(2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対		め)	
	して、早期供給再開を図る。			
	表中	表中	表記の整理	
	機関名:各鉄道事業者	機関名:(削除)	(町内に鉄	
	内 容: 東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。	内容: <u>(削除)</u>	道路線等が	
	李 由		ないため)	
	表中 機関丸、悪知風送吸込料。 丸土民立油送吸込料	表中	表記の整理	
	機関名: <u>愛知県道路公社、名古屋高速道路公社</u> 内 容:各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理	機関名: <u>(削除)</u> 内 容: <u>(削除)</u>	衣記の登理 (町内に道	
	を行うとともに災害復旧を行う。		路公社管理	
	※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公		道路がない	
	共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株		ため)	
	式会社が行う(以下同じ。)。			
	第2編	第2編 災害予防		
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策		
	第 1 節 河川防災対策	第1節 河川防災対策		
24	1 中部地方整備局、県及び町における措置	1 中部地方整備局、県及び町における措置		
	(1) 河川維持修繕	(1) 河川維持修繕		
	(略)	(略)		
	(2) 河川改修	(2) 河川改修		
	(略)	(略)	+ = 0 = ±6 = 11	
	(3) 総合治水対策		表記の整理(町内に対	
	新川流域、境川流域などについては、都市化の進展が著しく、従来どおりの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることが困難		象河川がな	
	となっていることから、総合的な治水対策として、治水施設の整備を早			
	急に実施するだけでなく、流域関係機関と連携して、雨水貯留 施設の整		V ·/(_0/)	
	備や、農地の保全など流域が従来から有している保水・遊水機能の確保等			
	に努める。 なお、東海豪雨などを契機に、平成18年に新川流域を、平成			
	24年に境川流域を特定都市河 川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流			
	域に指定している。			
	<u>(4)</u> 流域治水プロジェクト	<u>(3)</u> 流域治水プロジェクト		
	(略)	(略)		
	(5) 河川情報等の提供	<u>(4)</u> 河川情報等の提供		
	(略)	(略)		

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
	<u>(6)</u> 予想される水災の危険の周知等	<u>(5)</u> 予想される水災の危険の周知等	
	(略)	(略)	
	(7) 町民の自発的な行動の促進	<u>(6) 県民</u> の自発的な行動の促進	
	(略)	(略)	
	<u>(8)</u> 水災害連携の <mark>連絡会・</mark> 協議会	<u>(7)</u> 水災害連携の協議会	表記の整理
	アー洪水予報連絡会	<u>(削除)</u>	(町は洪水
	県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそ		予報連絡会
	れがあるものとして 国又は県が指定した洪水予報河川について、国管		構成員でな
	理河川については中部地方整備局、気象台、 関係市町村等と連携した		いため)
	洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減 に		
	努めるものとする。また、県管理河川についても、それに準じた担当者		
	会議を開催する。		
	<u>イ</u> 大規模氾濫減災協議会(水防災協議会)	<u>了</u> 大規模氾濫減災協議会(水防災協議会)	
	水防法第 15 条の 9 及び 10 に基づく大規模氾濫減災協議会とし		
	て、県及び国は県管理河川、 国管理河川等を対象に水防災協議会を設		
	立し、各圏域、流域の関係市町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事	圏域、流域の関係市町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等	
	業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携し	を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取	
	て一体的に取り組むこととする。	り組むこととする。	
	<u>ウ</u> 流域治水協議会	1 流域治水協議会	
	近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、		
	一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全		
	体で水害を軽減させる治水対策(「流域治水」)を計画的に推進するため		
	流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。	協議会において必要な協議・情報共有を行う。	
	第3章 土砂災害等予防対策	第3章 土砂災害等予防対策	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
27	表中	表中	表記の整理
	区分:第3節 <u>砂防対策</u>	区分:第3節 土砂災害対策	
	第2節 土砂災害の防止	第2節 土砂災害の防止	
28	1 県における措置	1 県における措置	県内全域の
	(1) 土砂災害警戒区域等の指定	(1) 土砂災害警戒区域等の指定	災害危険区
	イ 災害危険区域	イ 災害危険区域	域の指定廃
	県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、	県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、	止等に伴う
	住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39	住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39	修正
	条の規定に基づく「災害危険区域(地すべり又は急傾斜地の崩壊による	条の規定に基づく「災害危険区域(地すべり又は急傾斜地の崩壊による	
	危険の著しい区域)」の指定を <u>する</u> 。	危険の著しい区域)」の指定を <u>行う</u> 。	
	<u>(追記)</u>	※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。	

頁		現行(年	令和5年3月 修 正)		修正	(令和6年 月修正	Ξ)	修正理由
	(2) (略) (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に 関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知 する。(略) (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 イ 災害危険区域 指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び 主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。				その箇所等を公表 <u>し、標</u> な対策 する場合には、基礎及び			
30		3 節 <u>砂防対策</u>		第	3節 土砂災害対策			表記の整理
	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策		第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策					
31	1	土砂災害警戒区域内にある	5要配慮者利用施設	1	土砂災害警戒区域内にある	る要配慮者利用施設		今年度末で
		名称	所在地		名称	所	在地	津具中学校
		津具小学校	設楽町津具字見出原3番地1		津具小学校	設楽町津具字見出	京3番地1	が閉校とな
		津具中学校	設楽町津具字見出29番地		(削除)	(削除)		るため削除
		愛厚ホーム設楽苑	設楽町清崎字沖13番地4		愛厚ホーム設楽苑	設楽町清崎字沖1	3番地4	
		グループホーム設楽名倉	設楽町東納庫字古松 4 番地		グループホーム設楽名倉	設楽町東納庫字古村	公4番地	
		の家			の家			
	第	5章 建築物等の安全化		第	5節 建築物等の安全化			
	第	2節 ライフライン関係施討	设対策	第	2節 ライフライン関係施詞	设対策		
40	3	<u>ガス施設</u>		_(<u>削除)</u>			表記の整理
		ガス事業者は、次の対策を	実施する。					(町内に都
	(1) 風水害対策						市ガス事業
		アーガス製造設備						者がないた
			る設備には、防水壁、防水扉及び防水ポン					め)
			動品の嵩上げによる流失防止等必要な措					
		置を講じる。						
			けやすい箇所の補強又は固定を行うととも					
		に、不必要なものは関						
			<u>想される場合は、あらかじめ定められると</u>					
		ころにより巡回点検す	<u>්රං</u>					

頁 現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
<u>イ ガス供給設備</u>		
風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路		
線、橋梁書架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器		
等を巡回点検する。		
(2) ガス事故対策		
<u>ア ガス製造設備</u>		
消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講じるととも		
に、消防火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を		
<u>図る。</u>		
<u>イ ガス供給設備</u>		
(ア) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工		
作物の技術的基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護		
措置、他工事に係る導管事故防止措置等を行う。		
(イ) 供給所には防消化設備を設置するとともに、架管・地区整圧		
器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。		
アー検知・警報設備等		
災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ず		
るため、必要に応じて製造所、供給所等に検知・警報設備等を設		
置し遠隔監視をする。		
<u>イ 設備の緊急停止装置等</u>		
<u>緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急</u>		
停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、		
高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。		
<u>ウ 防消火設備</u>		
<u>液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防</u>		
消火設備を整備する。		
工漏洩拡大防止設備		
液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽に		
ついては、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェン		
ス、油処理剤等を整備する。		
オ 緊急放散設備		
製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放		
散設備を設置する。		
力連絡・通信設備		
災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工		

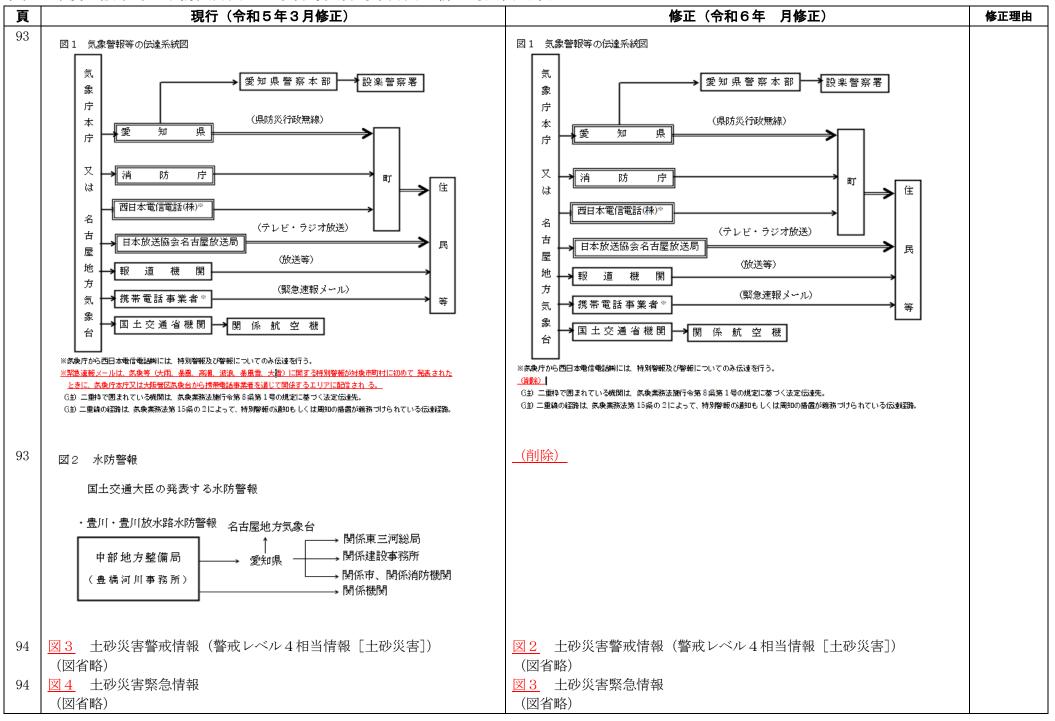
頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
	作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡		
	通信設備を整備する。		
	キー自家発電設備等		
	常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため		
	<u>に必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u>		
	(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備		
	アー災害対策用資機材等の確保		
	製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時か		
	らその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。		
	また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじ		
	<u>め調整しておく。</u>		
	<u>イ 車両の確保</u>		
	非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図		
	るため、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車		
	両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊		
	な作業者及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体		
	制を整備しておく。		
	<u>ウ 代替熱源</u>		
	ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発		
	生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルート		
	<u>を明確化しておく。</u>		
	(5) 協力体制の確立		
	一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援		
	について事前に体制を強化しておく。		
4.1	an. '文 /二	o en. '\$ (= ++-n.	
41	4 一般通信施設	3 一般通信施設	
41	<u>5</u> 上水道	◢ ┗┲╩	水道の耐震
41	<u>5</u> 上 八旦 (1) ∼(6) (略)	4 上水道 (1)~(6)(略)	水垣の耐震 化計画等策
	(i) (ii) (iii) (i	(7) 自家発電設備等の整備	定指針等に
		商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備	基づく修正
		一個用電力の停車時の対象として、必要に応じて自家発電政備等を整備する。 する。	金ノ、修工
		<u>1 'vo</u>	
41	6 下水道及び(農業集落排水)	5 下水道及び(農業集落排水)	
		- 1 13 AND CONTRACTOR IN 1917	
<u> </u>			

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
	第8章 避難行動の促進対策	第8章 避難行動の促進対策	
	第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	
54	2 町における措置 町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、IP 通信網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、	2 町における措置 町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、	表記の整理
	その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。	に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。	
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
62	県、町及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)~(2)(略) (3)避難行動要支援者対策 ア 町は(中略)この限りでない。 (追記)	県、町及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)~(2)(略) (3)避難行動要支援者対策 ア 市町村は(中略)この限りでない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 ※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。	避難援行動の支援で 類でで が が が が が が が が が が が が が が が が が
	イ 避難行動要支援者名簿の作成 a (略) b 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 作成する避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲 げる事項を記載及び記録するものとし、避難行動要支援者を把握するため に、関係部署で把握している要介護高齢者、障害者等の情報を集約する。 又、難病患者等に関わる情報等、町で把握していない情報の取得が避難行 動要支援者名簿の作成のために必要があると認められるときは、愛知県知 事及びその他の者に対して、必要な情報の取得に努める。 (追記)	イ 避難行動要支援者名簿の整備等 a (略) b 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
73	県、町、県警察及び名古屋地方気象台等における措置 (1)(略) (2)防災に関する知識の普及 県及び町は(中略)図るものとする。 さらに、(追記)防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等)の連携により、要配慮者(高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者)に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。	 県、町、県警察及び名古屋地方気象台等における措置 (1)(略) (2)防災に関する知識の普及 県及び市町村は(中略)図るものとする。 さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者 団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。 加えて、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等)の連携により、要配慮者(高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者)に対し、適切 	表記の整理 (防災人材 育成の主体 等)
	(3) 家庭内備蓄等の推進 県及び町は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計などの感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。(略)	な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。 (3) 家庭内備蓄等の推進 県及び町は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され (削除) るため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレット ペーパー等(削除) の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、 最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、 体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよ う呼びかける。(略)	
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営	
81	2 町における措置 (1) 町災害対策本部の設置 (略) ア 設置・廃止基準 本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、又は 災害応急対策がおおむね完了したと本部長(町長)が認めたときに廃 止する。		表記の整理
	町の地域に相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当 規模の災害が発生したとき。 (非常配備体制) 表中 区分:第1非常配備準備 参集基準:・災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が	(削除) (非常配備体制) 表中 区分:第1非常配備準備 参集基準:・災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が	非常配備体 制の見直し に伴う修正

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
	困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき	困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき	
	<u>(追記)</u>	<u>・林野火災が発生したとき</u>	
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達	
91	2 洪水予報(中部地方整備局、県及び名古屋地方気象台等における措置)	<u>(削除)</u>	表記の整理
	(1) 中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、木曽川・		(町内に対
	長良川・庄内川(矢田川を含む)・矢作川・豊川及び豊川放水路につい		象河川がな
	て、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき(氾濫		いため)
	注意情報 (警戒レベル2相当情報 [洪水])、氾濫警戒情報 (警戒レベル		
	3相当情報 [洪水])、氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報 [洪水])		
	及び氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水]))は、共同して洪水		
	予報を発表し、関係機関に連絡する。		
	(2) 名古屋地方気象台及び県は、新川、天白川、日光川、境川、逢妻川に		
	ついて、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき(氾		
	濫注意情報 (警戒レベル2相当情報 [洪水])、氾濫警戒情報 (警戒レベ		
	ル3相当情報 [洪水])、氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報 [洪水])		
	及び氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水]))は、共同して洪水		
	予報を発表し、関係機関に連絡する。		
91	3 洪水に係る水位情報の周知(県における措置)		
	県は、八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五		
	条川(上流)、五条川(下流)、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久		
	比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳		
	生川、梅田川、佐奈川について、当該河川の水位が氾濫危険水位(警戒		
	レベル4相当情報 [洪水]) ※ (洪水特別警戒水位) に達したときは、そ		
	の旨を関係機関に通知するとともに、県民に周知する。		
	※ただし、五条川(下流)においては避難判断水位。		
91	4 土砂災害警戒情報(名古屋地方気象台及び県における措置)	2 土砂災害警戒情報(名古屋地方気象台及び県における措置)	
	(略)	(略)	
91	5 土砂災害緊急情報(中部地方整備局及び県における措置)	3 土砂災害緊急情報(中部地方整備局及び県における措置)	
	(略)	(略)	
91	<u>6</u> 県における措置	<u>4</u> 県における措置	
	(略)	(略)	
91	7 西日本電信電話株式会社における措置	<u>5</u> 西日本電信電話株式会社における措置	
	(略)	(略)	

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
92	8 日本放送協会名古屋放送局における措置	<u>6</u> 日本放送協会名古屋放送局における措置	
	(略)	(略)	
92	<u>9</u> 町における措置	7 町における措置	
	(略)	(略)	
92	<u>1 0</u> その他の防災関係機関における措置	8 その他の防災関係機関における措置	
	(略)	(略)	
92	<u>1 1</u> 気象警報等の伝達系統	<u>9</u> 気象警報等の伝達系統	
	次の気象警報等の伝達は、図1~6のとおり行う。	次の気象警報等の伝達は、図1~6のとおり行う。	
	(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等・・・ 図 1	(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等・・・ 図 1	
	(2) 水防警報··· 図 2	_ <u>(削除)</u>	
	(3) 土砂災害警戒情報··· <u>図3</u>	(2) 土砂災害警戒情報··· 図 2	
	(4) 土砂災害緊急情報の伝達系統	(3) 土砂災害緊急情報の伝達系統	
	ア 大規模な土砂災害(河道閉塞による土石流、湛水など)	ア 大規模な土砂災害(河道閉塞による土石流、湛水など)	
	··· <u>図4</u> のア	· · · <u>図3</u> のア	
	イ 大規模な土砂災害(地すべり)・・・ <u>図4</u> のイ	イ 大規模な土砂災害(地すべり) · · · · <u>図3</u> のイ	
	(5) 火災気象通報の伝達系統・・・ 図 <u>5</u>	(4) 火災気象通報の伝達系統・・・ 図 4	
	(6) 火災警報の伝達系統・・・ 図 6	<u>(5)</u> 火災警報の伝達系統・・・ <u>図 5</u>	
L		I	



頁	現行(令和5年3月修正)				修正(令和6年 月修正)			修正理由	
94	<u>図 5</u> 火災気象	建通報			図4 火災気象通報				
	(図省略)				(図省略)				
94	<u>図 6</u> 火災警報	Ž			<u>図5</u> 火災	〈警報			
	(図省略)				(図省略)				
	第2節 避難情	報			第2節 選	E難情報			
97	8 避難の措置。 (1) 住民への)			8 避難の措置と周知 (1) 住民への周知徹底				表記の整理	
	(略)				(略)				
			、拡声器、戸別受信機)、携帯			三段は、防災行政無線(原			
	急速報メール機能を含む。)、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主				ビ、携帯電	話(緊急速報メール機	能を含む。)、広報車の	の巡回、警鐘、吹き	
	防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。				流しあるレ	いは自主防災組織・自治	会・町内会を通じた智	電話連絡や戸別伝達	
	(略)				による。				
				(略)					
98	9 避難情報発令基準			9 避難情	情報発令基準 			避難情報に	
	発令内容	高齢者等避難	避難指示	<u>追加</u>	発令内容	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	関するガイ
	判断基準	警報が発令された場合	<u>土砂災害警戒情報が発令された</u> 場合 土砂災害の前兆現象が発見され た場合	追加	判断基準	大雨警報等の警戒レベル3 相当情報が発表された場合	<u>土砂災害警戒情報等の</u> <u>警戒レベル4相当情報が発表された場合</u> 土砂災害の前兆現象が 発見された場合	大雨特別警報等の警戒レベル 5 相当情報が発表された場合土砂災害の発生が確認された場合	ドラインを 踏まえた修 正
	住民の行動	高齢者等避難	避難完了	追加	住民の行	危険な場所から高齢者等は 避難(高齢者等以外の人も、 必要に応じ、普段の行動を	危険な場所から全員避	命の危険	
					動	見合わせたり、避難の準備 をしたり、自主的に避難)	<u>#</u>	直ちに安全確保!	
	第3章 災害情	青報の収集・伝達・広 葉	报		第3章 ១	災害情報の収集・伝達・	広報		
	第1節 被害場	代況等の収集・伝達			第1節 褚	皮害状況等の収集・伝達			
101	01 1 町の措置 (1)~(2) (略)			また、	-	者として把握した者が	が、他の市町村に住	表記の整理	

頁		-132	以不可		············ 行(令和				利口为黑		<u> </u>		他	· (今新	16年 月	修正)			修正理由
Д.	222 12 2 2 2 2 2						筆	第2節 通信手段の確保						MAT-ZM					
105					1 (1)	1 県、町及び防災関係機関における措置(1) 専用通信の使用防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用					*	回線の整備 状況に合わ せた修正							
	第	4章	応援協力	」・派遣	要請					第一	4章	応援協力	• 派遣要	請					
	71-	5節	防災活動								5節	防災活動	-,						
118	3	防災	活動拠点	の区分と	要件等					3	防災	活動拠点の	D区分と	要件等					ゼロメート
		要件等	防災活動拠点の 1 地区防災 活動拠点	2 地域防災 活動拠点 (*)	多 3 広域防災 活動拠点	4 中核広域 防災活動拠点	5 航空広域 防災活動拠点	6 臨海広域 防災活動拠点	<u>追加</u>		区 分	3 防災活動機点 1地区防災 活動拠点	(の)区分と要件 2 地域防災 活動拠点 (*)	等 3 広域防災 活動拠点	4 中核広域 防災活動拠点	5 航空広域 防災活動拠点	6 臨海広域 防災活動拠点	7ゼロメート ル地帯広域防 災活動拠点	ル地帯広域 防災活動拠 点の整備を
	2	2 <mark>加</mark> 災害想定 D規模	<u>追加</u> 市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土 砂災書等	連加 複数の市町村 に及ぶの災害 ・相当規模の ・相野当規模の ・相別で ・相別で ・相別で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<u>追加</u> 広域の市町村 に及ぶ災害 ・大規模害 ・大規模等 ・大規等等	<u>追加</u> 全県に及ぶ災害 ・大規模激甚が ・大規模激甚が			<u>追加</u>	3	2 <u>置主体</u> 害想定 別規模	市町村 市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂 災害等	展及び政令市 複数の市町村 に及るのでのでは ・相野当のは ・相野当とでは ・風災関の ・風災関の ・風災関の ・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	県及び政令市 広域の市町村 に及ぶ規等 ・大規築模な地 震災規等 ・水害等	・大規模激基を ・大規模激基を ・大規模激基を			広域の市町村 に及ぶ災害 ・大規模な地 震災害 ・大規模な風 水害等	踏まえた修正
	応	援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の智	『 道府県等		<u>追加</u>	戊	援の規模		県内市町村等	隣接県等	中部・全国の著				
		役 割	被災市町村内 の活動拠点	郡単位、広域 圏単位の活動 拠点	広域、全県的 な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸され る要員、物資 の集積拠点	海上輸送され る要員、物資 の揚陸・集積 拠点	追加		役 割	被災市町村内 の活動拠点	那単位、広域 圏単位の活動 拠点	1	なる活動拠点	る要員、物資の 集積拠点	海上輸送され る要員、物姿 の揚陸・集積 拠点	<u>広域、全県的</u> な活動拠点	
		拠点数	市町村で1か 所程度	郡又は圏域単 位で1か所程 度	県内に数か所 程度	県内に1か所 程度	県内に1か所 程度	県内に3か所 程度	追加		拠点数	市町村で1か 所程度	位で1か所程 度	程度	程度	程度	程度		
	要	面積	1 へクタール 程度きればす型 でリ離着陸が可 能	3 ヘクタール 程度以上 中型 ヘリコプ ターの離 等 が可能	ル程度以上 中型ヘリコブ	30 ヘクタール 程度型へリリリー な可能の配き、 当機の配が 当機の配が が可能	中型ヘリコプ ターの離 着陸 が可能で、相 当機の駐機が 可能	ストックヤード 10 ヘクター ル程度以上	追加	要	面積	1 ヘクタール 程度以上 できれば中型 ヘリコプター の離 著陸が可能	程度以上 中型 ヘリコブ ターの離着陸 が可能	ターの離着陸 が可能で、複 数機の駐機が 可能	可能	機の駐機が可能	10 ヘクタール程度以上	1 ヘクタール 程度以上 大型・中型 ヘ リコブターの 離著陸が可能	
	件	施設設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施 設等	倉庫等 できれば 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	含庫等 滑走路	耐震岸肇 1万1ツ級以上 の船舶の係留 施設	追加	件	施設	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施 設等	倉庫等 できれば 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万円級以上 の船舶の係留 施設	<u> 倉庫等</u>	
	第	5章	救出・救	助対策						第	5章	救出・救	助対策						
			機関の応									は機関の応							
119	表									表。									表記の整理
	機	関名:	中部地力	万整備局 、	高速道	路会社				機	関名:	中部地方	整備局						(町内に中
																			高速道路会

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
			社管理道路
			がないた
			め)
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
120	表中	表中	表記の整理
	区分:第1節 救出・救助活動	区分:第1節 救出・救助活動	(町内に高
	機関名:中部地方整備局、高速道路会社	機関名:中部地方整備局	速道路会社
			管理道路が
	在 4 在 费山,费品运制	在 4 体 - 静山 - 静叶江新	ないため)
100	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動	まきの敷理
120	2 県警察における措置	2 県警察における措置	表記の整理
	(1) 県警察は、町 <u>(追記)</u> と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者 については、医療機関(救護所を含む。) に搬送する。	(1) 県警察は、町 <u>及び防災関係機関</u> と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に搬送する。	
	にづいては、医療機関(救護別を含む。)に撤送する。	い、負傷有については、医療機関(救護別を占む。)に撤送する。	
121	5 中部地方整備局 <mark>及び高速道路会社</mark> における措置	 5 中部地方整備局における措置	表記の整理
121	(1) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援		(町内に高
	国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、警察・消	国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、警察・消	速道路会社
	防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポ		管理道路が
	ンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関	ンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関	ないため)
	する部隊活動の安全確保のための助言等を行うものとする。	する部隊活動の安全確保のための助言等を行うものとする。	
	(2) 高速道路のサービスエリア等の使用	(削除)	
	営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動へ		
	<u>の支援を行うものとする。</u>		
	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	
133	表中	<u>(削除)</u>	表記の整理
	機関名:中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社		(町内に中
	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有		日本高速道
	○一般通行者に対する情報提供		路株式会社
	○関係機関との情報交換		等管理道路がないた
	○応急復旧対策の実施		かないた め)
	機関名:中部運輸局	 機関名:中部運輸局	(4))
		-	表記の整理
	○関係事業有に対する軸送力権保有直の<u>指導</u>○県の要請に基づく車両等の調達あっせん	○関係事業有に対する軸送力権保有直の <mark>励力委員</mark> ○県の要請に基づく車両等の調達 <mark>調整</mark>	水山ツ笹垤
	○ MYY 女明に坐 ノ \ 中門 f Y Y 剛圧 <mark>W ´ノ ヒ /V</mark>	○	

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
134	表中	表中	表記の整理
	区分:第2節 道路施設対策	_(削除)_	(町内に中
	機関名:中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社		日本高速道
	主な措置:2・4・5 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有		路株式会社
	2・4・5 (2) 一般通行者に対する情報提供		等管理道路
	2・4・5 (3) 関係機関との情報交換		がないた
	2・4・5 (4) 応急復旧対策の実施		め)
	機関名:県	機関名:県	
	主な措置:3(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有		
	3(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保	2(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保	
	3(3) 二次災害防止のための交通規制	2(3) 二次災害防止のための交通規制	
	3(4) 情報の提供	2(4) 情報の提供	
	3(5) 応急復旧対策の実施	2(5) 応急復旧対策の実施	
	機関名:町	機関名:町	
	主な措置: <u>6</u> (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有	主な措置:3(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有	
	<u>6</u> (2) 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保	3(2) 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保	
	<u>6</u> (3) 情報の提供	<u>3</u> (3) 情報の提供	
	□ 八	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
	区分:第3節 緊急輸送手段の確保 (株)	区分:第3節 緊急輸送手段の確保	せきの散理
	機関名:輸送機関(<u>鉄道事業者、</u> 自動車運送事業者 <u>等</u>)	機関名:輸送機関(自動車運送事業者)	表記の整理
	松朋友,中立心里拉巴		(町内に鉄 道路線等が
	機関名:中部運輸局	機関名:中部運輸局	
	主な行直: 4 <u>(1) 鉄垣事業有、</u> 日期早運送事業有寺に刈りる輸送力確保行直 の <mark>指導、及び県の要請に基づく車両等の調達あっせん</mark>	主な措置:4自動車運送事業者等に対する輸送力確保措置の <mark>協力要請</mark> 、及 び県の要請に基づく車両等の調達 <mark>調整</mark>	7\$V 1/2 &))
	9 <u>11等</u> 、及び原の要請に基づく単両等の調達 <u>あっせん</u> 4(2) 船舶運航事業者、港湾運送事業者等に対する輸送力確保		
	#置の指導、及び県の要請に基づく船舶等の調達あっせん	<u>(日刊标)</u>	
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策	
138	2 中日本高速道路株式会社における措置	_(削除)	表記の整理
	(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有		(町内に中
	ア 災害が発生した場合において、的確かつ迅速な応急復旧を行うた		日本高速道
	め災害点検を実施し、被災状況及び交通状況の把握に努める。		路株式会社
			等管理道路
			がないた

頁		現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
	種 類 実施時	<u>点検内容</u>		め)
	状況把握 災害系 点検 直後			
		の状況等を点検するもの		
	応急復旧 状況批	巴 <u>握</u> 上下線分離の道路については最低上下各 1 車線		
	点検 点検	又は片側2車線を、非分離の道路については最		
	<u>実施後</u> ちに	後直 低1 車線を速やかに確保するため、どのような 応急復旧が必要か点検するもの		
	<u> 51</u>	心心侵口が必要が息使するもの		
	イ 一般加入電	話が使用できない場合は、自営回線及び衛星防災通信		
	システムを活	用し、的確な情報の収集等に努める。		
	<u>ウ 状況に応じ</u>	て、所有するヘリコプターにより空から被災状況等の		
	<u>把握に努める</u>			
	工 人命等の保	護のため必要があるときは、関係機関に応援要請を行		
	<u>う。</u>			
		ステムの活用により、関係機関との間で情報の共有を		
	<u>行う。</u>			
	(2) 一般通行者に			
		の安全を確保するため、災害発生に伴う通行止め情報	-	
		板、ハイウェイラジオ等を通じて的確な提供をすると	-	
		「に応じインターチェンジにて強制流出、あるいは安全 ・頼佐記僚に2座継承道と行う		
		<u>憩施設等に避難誘導を行う。</u> ・に対する混乱を最小限にとどめるため、関係機関と協		
		広域的な情報提供を積極的に実施し、高速道路ネット	-	
	· · · · ·	した有効的なう回路情報の提供を行う。		
		<u>- シに日初的がより口面に扱いた内で口で。</u> :から通行規制範囲を広域的に想定することが可能な場		
		一		
		当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用す		
	ることとする。	また、降雨予測の変化に応じて適宜内容の見直しを		
	<u>行うものとする</u>	5 <u>.</u>		
	(3) 関係機関との	情報交換		
	防災関係機関	により定められた連絡窓口と的確な情報交換を行い、		
	緊急車両の通行	状況、う回道路情報等の状況把握に努める。		
((4) 応急復旧対策			
		等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。		
	イ あらかじめ	定められた協力業者により必要な資機材、人員の確保		
			I	

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
	を行い、被害箇所において速やかに通行可能な復旧作業を実施する。		
	ウ 緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合		
	は、緊急通行車両等の通行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行		
	い、最低1車線の確保を行う。		
	エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通		
	行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運		
	転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいな		
	い場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。		
	オ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要		
	求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請す		
	<u>る。</u>		
138	<u>3</u> 県における措置	<u>2</u> 県における措置	
	(略)	(略)	
139	4 愛知県道路公社における措置		表記の整理
	(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有		(町内に道
	ア 道路施設の被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、管理		路公社管理
	隊及び緊急時協定業者により巡視点検を速やかに実施する。また、		道路がない
	橋梁等の構造物については、必要に応じ緊急点検業者により詳細な		ため)
	<u> 点検を実施する。</u>		
	<u>イー般加入電話が使用できない場合を考慮した衛星電話及び防災無</u>		
	線により、迅速な情報収集及び情報伝達に努める。		
	ウ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を		
	行う。		
	(2) 一般通行者に対する情報提供		
	一般通行者への情報提供は、道路情報板、道路パトロールカーの放		
	<u>送設備等で行う。</u> (3) 関係機関との情報交換		
	<u>(3) 関係機関との情報交換</u> 防災関係機関により定められた連絡窓口との的確な情報交換を行		
	<u>の</u> の の の の の の の の の の の の の の の の の の		
	<u>い、緊急単画の通行状況、プロ路情報寺の状況把握に劣める。</u> (4) 応急復旧対策の実施		
	<u>(4) 心急復日対東の美地</u> ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。		
	<u>/ 垣路、備菜寺の応忌復旧計画を樹立して緊忌復旧に劣める。</u> イ 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急		
	<u>イ </u>		
	可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施す		

頁		現	行(令和5年3)	月修正)		修正(令和6年)	月修正)	修正理由
	求し、又は <u>る。</u> (5) 放置車両や 放置車両や を確保するた 定して、運転	県を通じ 立ち往生 立ち往生 め緊急の 诸等に対	で自衛隊へ応急 三車両の移動等 三車両等が発生し の必要があるとき 対し車両の移動等	へ要員の確保について応援 工事の実施につき応援を要 た場合で、緊急通行車両の は、道路管理者として区間 の命令を行うものとする。 両の移動等を行うものとす	請す 通行 を指 運転			
140	(1) 道路情報の	収集及び	における措置 『関係機関との情報 で、では、復日を	報 <u>共有</u> 検討のための点検を行う。		(削除)		
	点検時期	<u>为容</u>	<u>点検者</u>	<u>点検の目的</u>				
	<u>発災直後</u>	<u>緊急点</u> <u>検</u>	交通管理隊、公 社職員、常駐維 持業者	路上の障害物、路下の状 況、応急対策方法検討の 為の点検				
	<u>緊急点検</u> <u>該</u>	<u>詳細点</u> <u>検</u>	災害時協力協定締結の専門業者	構造物の被害程度、応急 復旧方法検討の為の点 検				
			<mark></mark> 吏用できない場合 青報収集及び情報	を考慮した衛星電話及び防 伝達に努める。	<u>災無</u>			
	<u>行う。</u>			関係機関との間で情報の共	<u>有を</u>			
		の安全を	と確保するため、	災害の発生に伴う通行止め 、パトロール中の交通管理				
	<u>を行う。</u>			る情報提供を実施し、避難	<u>誘導</u>			
		と関により	 り定められた連約	各窓口との的確な情報交換 等の状況把握に努める。	<u>を行</u>			
	(4) 応急復旧対	策の実施	<u>ti</u>	立して緊急復旧に努める。				

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
	イ 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、土嚢		
	積み、排水などを行い早急に通行可能となるよう応急対策を実施す		
	<u> </u>		
	ウ災害時協力協定を締結している協力業者の応援を受け、緊急輸送		
	道路の機能確保を優先に早急な応急復旧作業を実施する。		
	工 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通		
	<u>行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間</u> を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。		
	<u>を相足して、連転有等に対し単画の移動等の叩っを行りものとする。</u> 運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものと		
	する。		
	オー 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要		
	求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請す		
	る。		
140	<u>6</u> 町における措置	<u>3</u> 町における措置	
	(略)	(略)	
	第3節 緊急輸送手段の確保	第3節 緊急輸送手段の確保	
141	1 輸送機関における措置	1 輸送機関における措置	表記の整理
	鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行う	自動車運送事業者は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優生してこれを行う、必要に対しています。	(町内に鉄
	にあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ運賃の	先してこれを行い、必要に応じ運賃の割引、車両の特発、う回運転、代替 輸送等臨機の措置を講ずる。	道路線等が ないため)
	割引、 <mark>列車・</mark> 車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。 	制 左 寺 場 は り 付 自 と は り す は に は り に は に は に は に は に は に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	ない(こめ)
141	 4 中部運輸局の措置	4 中部運輸局の措置	
111	(1) 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、 <mark>鉄道事業者、</mark>	中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、自動車運送事業	
	自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をと	者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう協力要請	
	るよう <mark>指導</mark> を行うとともに、県の要請により車両等の調達 <mark>のあっせん</mark> を行	を行うとともに、県の要請により車両等の調達 <mark>調整</mark> を行う。	
	(2) 船舶運航事業者、港湾運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の	<u>(削除)</u>	
	確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により、船		
	<u>舶等の調達のあっせんを行う。</u>		
	第 13 章 ライフライン施設等の応急対策	第 13 章 ライフライン施設等の応急対策	
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	
164	表中	表中	表記の整理
	機関名: <u>ガス会社、</u> LPガス協会	機関名:LPガス協会	(町内に都
			市ガス事業
			者がないた

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
			め)
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
165	表中 区分:第2節 ガス施設対策 機関名:東邦瓦斯株式会社、サーラエナジー株式会社、一般社団法人愛知 県LPガス協会 主な措置: 1(1)・2(1) 災害対策本部の設置 1(2)・2(2) 情報の収集 1(3)・2(3) 緊急対応措置の実施 1(4)・2(4) 応援の要請 1(5)・2(5) 応急復旧活動の実施 1(6)・2(6) 広報活動の実施	表中 区分:第2節 ガス施設対策	表記の整理 (町内に都市ガス事業者がないため)
	第2節 ガス施設対策	第2節 ガス施設対策	
167	東邦瓦斯株式会社、サーラエナジー株式会社、犬山瓦斯株式会社及び 津島瓦斯株式会社における措置		表記の内である。おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
	ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理		
	工需要家の開栓、試点火		
	なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設について		
	は、可能な限り早期復旧に努める。		
	また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連		
	携し、迅速な確保に努める。		
	(6) 広報活動の実施		
	ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用		
	上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに		
	報道機関を通じて呼びかける。		
167		ᇓᇸᄆᅼᆛᆝᄍᄳᄩᆝᆝᄝᅷᄀᄻᄉᇆᆉᄖᅩᆽᄲᆓ	
167	2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置 (略)	一般社団法人愛知県LPガス協会における措置 (略)	
	第5節通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置	
169	2 移動通信事業者(株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフト	2 移動通信事業者(KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフト	表記の整理
	バンク株式会社及び楽天モバイル株式会社)における措置	バンク株式会社及び楽天モバイル株式会社)における措置	(内閣府公
			表の順序で
			整理)
	第14章 道路災害対策	第14章 道路災害対策	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
172			
1	表中	表中	表記の整理
	表中 区分:道路災害対策		表記の整理 (町内に中
		表中 区分:道路災害対策	
	区分:道路災害対策	表中 区分:道路災害対策	(町内に中
	区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、 <u>市町村、中日本高速道路株式</u>	表中 区分:道路災害対策	(町内に中 日本高速道
	区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、 <u>市町村、中日本高速道路株式</u>	表中 区分:道路災害対策	(町内に中 日本高速道 路株式会社
	区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、 <u>市町村、中日本高速道路株式</u> 会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社)	表中 区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、 <u>町</u>)	(町内に中 日本高速道 路株式会社 等管理道路
	区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、 <u>市町村、中日本高速道路株式</u> 会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社) 区分:道路災害対策	表中 区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、 <u>町</u>) 区分:道路災害対策	(町内に中 日本高速道 路株式会社 等管理道路 がないた
	区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、 <u>市町村、中日本高速道路株式</u> 会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社) 区分:道路災害対策 機関名:町	表中 区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、 <u>町</u>) 区分:道路災害対策 機関名:町	(町内に中 日本高速道 路株式会社 等管理道路 がないた
	区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、 <u>市町村、中日本高速道路株式</u> 会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社) 区分:道路災害対策 機関名:町 主な措置:4(1)~4(7)(略) (追加)	表中 区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、町) 区分:道路災害対策 機関名:町 主な措置:4(1)~4(7)(略) <u>4(8)災害対策本部の設置</u> 道路災害対策	(町内に中 日本高速道 路株式会社 等管理道路 がないた
172	区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、 <u>市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社</u>) 区分:道路災害対策 機関名:町 主な措置:4(1)~4(7)(略) <u>(追加)</u> 道路災害対策 1 道路管理者(中部地方整備局、県、町<u>中日本高速道路株式会社、愛</u>	表中 区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、町) 区分:道路災害対策 機関名:町 主な措置:4(1)~4(7)(略) 4(8)災害対策本部の設置 道路災害対策 1 道路管理者(中部地方整備局、県、町)における措置	(町内に中 日本高速道 路株式会社 等管理道路 がないた
172	区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、 <u>市町村、中日本高速道路株式</u> 会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社) 区分:道路災害対策 機関名:町 主な措置:4(1)~4(7)(略) (追加) 道路災害対策 1 道路管理者(中部地方整備局、県、町、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社)における措置	表中 区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、町) 区分:道路災害対策 機関名:町 主な措置:4(1)~4(7)(略) 4(8)災害対策本部の設置 道路災害対策 1 道路管理者(中部地方整備局、県、町)における措置 (1)~(4)(略)	(町内に中 日本高速道 路株式会社 等管理道路 がないた め)
172	区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、 <u>市町村、中日本高速道路株式</u> 会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社) 区分:道路災害対策 機関名:町 主な措置:4(1)~4(7)(略) (追加) 道路災害対策 1 道路管理者(中部地方整備局、県、町、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社)における措置 (1)~(4)(略)	表中 区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、町) 区分:道路災害対策 機関名:町 主な措置:4(1)~4(7)(略) 4(8)災害対策本部の設置 道路災害対策 1 道路管理者(中部地方整備局、県、町)における措置	(町内に中 日本高速道 路株式会社 等管理道路 がないた め)
172	区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、 <u>市町村、中日本高速道路株式</u> 会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社) 区分:道路災害対策 機関名:町 主な措置:4(1)~4(7)(略) (追加) 道路災害対策 1 道路管理者(中部地方整備局、県、町、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社)における措置	表中 区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、町) 区分:道路災害対策 機関名:町 主な措置:4(1)~4(7)(略) 4(8)災害対策本部の設置 道路災害対策 1 道路管理者(中部地方整備局、県、町)における措置 (1)~(4)(略)	(町内に中 日本高速道 路株式会社 等管理道路 がないた め)
172	区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、 <u>市町村、中日本高速道路株式</u> 会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社) 区分:道路災害対策 機関名:町 主な措置:4(1)~4(7)(略) (追加) 道路災害対策 1 道路管理者(中部地方整備局、県、町、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社)における措置 (1)~(4)(略)	表中 区分:道路災害対策 機関名:道路管理者(中部地方整備局、県、町) 区分:道路災害対策 機関名:町 主な措置:4(1)~4(7)(略) 4(8)災害対策本部の設置 道路災害対策 1 道路管理者(中部地方整備局、県、町)における措置 (1)~(4)(略) (5)他の道路管理者への応援要請 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の	(町内に中 日本高速道 路株式会社 等管理道路 がないた め)

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
173	3 県における措置	3 県における措置	
	(1) \sim (3) (略)	(1) \sim (3) (略)	
	(4) 防災ヘリコプターによる応急対策活動	(4) 防災ヘリコプターによる応急対策活動	
	救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災へリ		
	コプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、市町村等からの		
	「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく <u>依頼</u>	「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく <mark>要請</mark>	
	により防災へリコプターを活用する。	により、防災ヘリコプターを活用する。	
174	 4 町における措置	 4 町における措置	
	$(1)\sim(7)$ (略)	(1) \sim (7) (略)	非常配備体
	(追加)	(8) 災害対策本部の設置	制の見直し
		災害対策本部の設置や非常配備体制については、第1章「活動態勢(組織	に伴う修正
		の動員配備)」の定めにより実施する。	
	第15章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	第15章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
177	表中	表中	非常配備体
	区分:第1節 危険物等施設	区分:第1節 危険物等施設	制の見直し
	機関名:町	機関名:町	に伴う修正
	主な措置:4(1)~4(6) (略)	主な措置:4(1) ~4(6) (略)	
		4 (7) 災害対策本部の設置	
179	第1節 危険物等施設	第1節 危険物等施設 4 町における措置	非常配備体
179	4 町にありる行画 (1) ~ (6) (略)	4 町にありる行画 (1)~(6) (略)	# 常配佣件 制の見直し
	(追加)	(7) 災害対策本部の設置	に伴う修正
		<u>へい 火き 水水子 即で戻し</u> 災害対策本部の設置や非常配備体制については、第1章 「活動態勢 (組織	で件グ廖正
		の動員配備)」の定めにより実施する。	
	第16章 火薬類災害対策	第16章 火薬類災害対策	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
181	表中	表中	非常配備体
	区分:第1節 火薬類関係施設	区分:第1節 火薬類関係施設	制の見直し
	機関名:町	機関名:町	に伴う修正
	主な措置:5(1)~5(5) (略)	主な措置:5(1)~5(5) (略)	
	(追加)	<u>5 (6) 災害対策本部の設置</u>	
100	第1節 火薬類関係施設	第1節 火薬類関係施設	그는 건축 :== 146 1.1
183	5 町における措置	5 町における措置 (1) - (5) (10)	非常配備体
	(1) \sim (5) (略)	(1) \sim (5) (略)	制の見直し

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
		_(6) 災害対策本部の設置	に伴う修正
		災害対策本部の設置や非常配備体制については、第1章「活動態勢(組織	
		の動員配備)」の定めにより実施する。	
	第17章 大規模な火事災害対策	第17章 大規模な火事災害対策	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
185	表中	表中	非常配備体
	区分: 大規模な火事災害対策	区分:大規模な火事災害対策	制の見直し
	機関名:町	機関名:町	に伴う修正
	主な措置:1(1)~1(9) (略)	主な措置:1(1) ~1(9) (略)	
	(追加)	<u>1(10)災害対策本部の設置</u>	
	大規模な火事災害対策	大規模な火事災害対策	
186	1 町における措置	1 町における措置	非常配備体
	(1) \sim (9) (略)	(1) \sim (9) (略)	制の見直し
		_(10) 災害対策本部の設置	に伴う修正
		災害対策本部の設置や非常配備体制については、第1章「活動態勢(組織	
		の動員配備)」の定めにより実施する。	
186	2 県における措置	2 県における措置	表記の整理
	$(1) \sim (2)$ (略)	(1) \sim (2) (略)	
	(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動	(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動	
	救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災へリ	救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県は、自ら防災へ	
	コプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、町等からの「愛知	リコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、町等からの「愛	
	県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく <mark>依頼</mark> により	知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく <mark>要請</mark> によ	
	防災へリコプターを活用する。	り、防災ヘリコプターを活用する。	
	第18章 林野火災対策	第18章 林野火災対策	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
189	表中	表中	非常配備体
	区分: 林野火災対策	区分:林野火災対策	制の見直し
	機関名:町	機関名:町	に伴う修正
	主な措置:1(1)~1(11) (略)	主な措置:1(1) ~1(11) (略)	
	<u>(追加)</u>	<u>1(12)災害対策本部の設置</u>	

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
	林野火災対策	林野火災対策	
190	1 町における措置	1 町における措置	非常配備体
	(1) \sim (11) (略)	(1) \sim (11) (略)	制の見直し
	(追加)		に伴う修正
		災害対策本部の設置や非常配備体制については、第1章「活動態勢(組織	
		の動員配備)」の定めにより実施する。	
190	2 県における措置	2 県おける措置	表記の整理
	(1) \sim (2) (略)	(1) \sim (2) (略)	
	(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動	(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動	
	救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリ	救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県は、自ら防災へ	
	コプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、町等からの「愛知	リコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、町等からの「愛	
	県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく <u>依頼</u> により	知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請によ	
	防災へリコプターを活用する。	り、防災へリコプターを活用する。	